

令和6年度安平市教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和 7年 6月

安平市教育委員会

令和 7年 5月31日現在

目 次

| | | |
|-----------------------------|-------|---------|
| はじめに | | 2 |
| 1 教育委員会の活動状況 | | 3 ~ 7 |
| (1) 会議の開催状況 | | |
| 2 主要施策等の点検・評価 | | 8 ~ 15 |
| (1) 就学前教育・保育、子育て支援の充実 | | |
| ① 就学前教育・保育の推進 | | |
| ② 子育て支援の充実 | | |
| (2) 学校教育の充実 | | |
| ① 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成 | | |
| ② 「社会に開かれた教育課程」の充実 | | |
| ③ 学びの保障に向けた不登校対策の推進 | | |
| ④ 特別支援教育の充実 | | |
| ⑤ 子どもの権利を大切にする教育の推進 | | |
| ⑥ 学校における働き方改革の推進 | | |
| (3) 追分高等学校への支援の充実 | | |
| ① 町と高校の連携のさらなる強化 | | |
| ② 町として継続する支援 | | |
| ③ 高校存続のための実績の報告 | | |
| (4) 社会教育の充実 | | |
| ① 平和教育の充実 | | |
| ② 生涯学習フェスティバルでの団体への支援 | | |
| ③ 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援 | | |
| ④ 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援 | | |
| ⑤ 生涯スポーツの支援 | | |
| ⑥ 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実 | | |
| ⑦ 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進 | | |
| ⑧ 社会体育施設の整備 | | |
| 3 外部評価 | | 15 |
| 資料 | | 16 ~ 24 |
| (1) 令和6年度教育行政執行方針 | | |
| (2) 予算及び決算 | | |

はじめに

1 趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。

事務の点検・評価は、教育委員会が事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすことを目的としています。

2 対象

前年度である令和6年度教育行政執行方針に掲げられた主な施策等を対象としました。

3 方法

主な施策等に対する具体的な取組方針・内容等をまとめ、成果と課題を明らかにした上で、今後の取り組みの方向を示すために必要性を評価しました。

①施策の基本方針

点検・評価の対象である主な施策を示しています。

②具体的な取組方針・内容等

施策の基本方針を実現するために取り組んだ内容を示しています。

③成果と課題

具体的な取組方針・内容等から生じた成果と課題について明らかにしています。

④評価

今後の取り組みの方向性を示すために必要性について評価しています。

| | |
|---|---------------------------------|
| A | 的確—施策の必要性が高く、このまま継続していくことが必要 |
| B | 良好—施策の必要性があり、概ねこのまま継続していくことが必要 |
| C | 要検討—施策の必要性あるが、継続していくために内容の検討が必要 |
| D | 要改善—施策の必要性が低く、将来的には廃止等を検討すべき |

1. 教育委員会の活動状況

(1) 会議の開催状況

安平町教育委員会の会議は、毎月、1回を目途に開催していますが、案件等に応じては臨時に委員会を開催しています。令和6年度には委員会を14回開催しました。

この会議では、4名の委員が教育行政の基本方針の決定、教育に関する規則など様々な課題について審議します。

| 開催日時 | 付議案件など |
|---------------|--|
| 令和6年 4月23日 | (報告) ・諸般報告 ・安平町教育支援委員会委員の委嘱(補充)について ・安平町給食センター運営委員会委員の委嘱(補充)について (承認) ・専決処分事項の承認について(令和5年度教育予算(補正)) (議案) ・令和6年度教育予算(補正)について ・安平町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の制定について て ・安平町社会教育委員の委嘱について ・安平町公民館運営審議会委員の委嘱について ・安平町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 令和6年 5月28日 | (報告) ・諸般報告 ・令和6年度要保護・準要保護の認定について (議案) ・令和6年度教育予算(補正)について ・安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定について ・安平町合宿所管理規則の一部を改正する規則の制定について ・安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について ・安平町育英基金奨学生の採用について |
| 令和6年 6月24日 | (報告) ・諸般報告 |

| 開催日時 | 付 議 案 件 な ど |
|----------------|---|
| 令和6年 7月29日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 令和6年度教育予算(補正)について (議案) ・ 安平町育英基金奨学生を採用について ・ 令和5年度教育委員会事務事業点検・評価報告について ・ 安平町教育まちづくり委員会要綱の制定について ・ 安平町給食センター運営委員会委員の委嘱について |
| 令和6年 8月28日 | (報告) ・ 諸般報告 (議案) ・ 令和6年度教育予算(補正)について ・ 令和7年度から使用する中学校用教科用図書採択について ・ 令和6年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について ・ 安平町公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・ 安平町公民館管理規則の一部改正について ・ 安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について ・ 安平町スポーツセンター管理規則の一部改正について ・ 安平町スポーツセンターホールの特別貸切使用に関する規定の一部改正について |
| 令和6年 9月25日 | (報告) ・ 諸般報告 |
| 令和6年 10月15日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 行政報告 安平町学校不祥事に関する報告に関する安平町学校不祥事に関する公表ガイドライン策定について 安平町教育委員会プロジェクトチーム設置規程の作成について |
| 令和6年 10月28日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について (議案) ・ 安平町育英基金奨学生を採用について |

| 開催日時 | 付 議 案 件 な ど |
|----------------|---|
| 令和6年 11月27日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 令和6年度要保護・準要保護の認定について ・ 安平町教育支援委員会委員の委嘱について (議案) ・ 令和6年度教委予算(補正)について ・ 安平町教育支援委員会委員の委嘱について ・ 安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について ・ 安平町スポーツセンター(本館)及び安平町早来公民館(町民センター)の指定管理者の指定について ・ 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村結果の掲載について |
| 令和6年 12月25日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 令和6年度教委予算(補正)について |
| 令和7年 1月29日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 安平町立学校の非違行為に対する公表ガイドラインの制定について (議案) ・ 安平町合宿所条例及び安平町早来研修センター条例を廃止する条例の制定について ・ 安平町遠浅グラウンド管理規則を廃止する規則の制定について ・ 給食センターが供給する給食に要する経費の改定について |
| 令和7年 2月25日 | (報告) ・ 諸般報告 ・ 令和7年度教育行政執行方針について (議案) ・ 令和6年度教育予算(補正)について ・ 安平町子ども文化・スポーツ賞被表彰者の決定について |
| 令和7年 3月3日 | (報告) ・ 諸般報告 (議案) ・ 令和6年度教職員人事異動内示について |
| 令和7年 3月31日 | (報告) ・ 諸般報告 (議案) ・ きょういく【安平町教育大綱、安平町生涯学習計画(第4期計画)、安平町子ども計画(子ども・子育て支援事業計画(第3期))の策定について ・ 安平町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・ 安平町文化・スポーツ大会参加助成金交付要綱の一部改正について ・ 安平町文化財保護委員会委員の委嘱について |

1. 条例等の制定状況

① 条例

| 条例番号 | 件名 | 施行年月日 |
|---------------|--------------------------|--------|
| (6年) 第170号 | ・安平町合宿所条例の一部を改正する条例 | 6.6.24 |
| 第161号 | ・安平町郷土資料館条例の一部を改正する条例 | 5.6.23 |
| 第171号 | ・安平町スポーツセンター条例の一部を改正する条例 | 7.4.1 |
| 第159号 | ・安平町公民館条例の一部を改正する条例 | 7.4.1 |
| 第170号 | ・安平町合宿所条例を廃止する条例 | 7.4.1 |
| 第158号 | ・安平町早来研修センター条例を廃止する条例 | 7.4.1 |

② 規則

| 規則番号 | 件名 | 施行年月日 |
|-------------|---|--------|
| (6年) 第3号 | ・安平町教育委員会教育長の営利企業等の従事制限に関する規則 | 6.4.23 |
| 第30号 | ・安平町合宿所管理規則の一部を改正する規則 | 6.6.24 |
| 第19号 | ・安平町公民館管理規則の一部を改正する規則 | 7.4.1 |
| 第31号 | ・安平町スポーツセンター管理規則の一部を改正する規則 | 7.4.1 |
| 第34号 | ・安平町遠浅グラウンド管理規則を廃止する規則 | 7.4.1 |
| 第30号 | ・安平町合宿所管理規則を廃止する規則 | 7.4.1 |
| 第18号 | ・安平町早来研修センター管理規則を廃止する規則 | 7.4.1 |
| 第4号 | ・安平町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 | 7.4.1 |
| 第9号 | ・安平町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について | 7.4.1 |
| 第6号 第28号 | ・課長職名の変更に伴う関係規則の整備に関する規則（安平町教育委員会公印規則及び安平町安平山スキー場管理規則の一部改正） | 7.4.1 |

2.表彰制度

① 安平町民文化賞

該当者なし

② 安平町民スポーツ賞

該当者なし

③ 安平町子ども文化・スポーツ賞

前期分被表彰者

| No | 氏名・団体名 | 種目 | 事績 | 表彰の種類 |
|----|----------------------|------------|---|--------------------------|
| 1 | 早来学園 ソフトテニス部 | ソフト テニス | 第45回北海道中学校ソフトテニス大会女子 団体戦において優勝し、全国大会に出場した。 *子どもスポーツ賞(1)に該当 | 子 ども ス ポ ー ツ 賞 |
| 2 | 早来アクティブ バレーボール少年団 | バレー ボール | 第44回全日本バレーボール小学生大会南北 北海道大会において優勝し、全国大会に出場した。 *子どもスポーツ賞(1)に該当 | 子 ども ス ポ ー ツ 賞 |
| 3 | 鈴木 ほのか (追分中学校3年) | バレー ボール | 苫小牧選抜に選出され地区対抗第33回北海 道中学生バレーボール優秀選手選抜大会に出 場した。 *子どもスポーツ奨励賞(1)に該当 | 子 ども ス ポ ー ツ 奨 励 賞 |
| 4 | 奈良 優凜 (追分中学校3年) | バレー ボール | 苫小牧選抜に選出され地区対抗第33回北海 道中学生バレーボール優秀選手選抜大会に出 場した。 *子どもスポーツ奨励賞(1)に該当 | 子 ども ス ポ ー ツ 奨 励 賞 |

後期分被表彰者

| No | 氏名・団体名 | 種目 | 事績 | 表彰の種類 |
|----|-------------------|------|--|-------------------|
| 1 | 吉岡 瞳 (早来学園1年) | ポスター | 第51回令和6年度JA共済全道小・中学生 交通安全ポスターコンクールにおいて金賞を 受賞した。 *子ども文化賞(2)に該当 | 子 ども 文 化 賞 |
| 2 | 吉岡 龍彦 (早来学園6年) | 絵 | 第50回北海道教育美術展において、奨励賞 を受賞した。 *子ども文化奨励賞(1)に該当 | 子 ども 文 化 奨 励 賞 |
| 3 | 早川 颯 (早来学園3年) | 絵 | 第50回北海道教育美術展において、奨励賞 を受賞した。 *子ども文化奨励賞(1)に該当 | 子 ども 文 化 奨 励 賞 |

2. 主要施策等の点検・評価

| 主要施策 | | |
|--|----|---|
| (1) 就学前教育・保育、子育て支援の充実 | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ① 就学前教育・保育の推進 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●令和5年度の先進地視察で学んだ内容を踏まえ、これまで検討してきた病児病後児保育の導入を優先する進め方ではなく、体調不良児型の導入を優先し、病児病後児保育に関する知見を深めていく考え方を基本としながら、認定こども園と連携して検討・協議を進めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○安平町の実態を踏まえ、学校と情報共有を図りながら、「体調不良児型」の導入を優先し、継続して町内の医療機関等と協議しており、引き続き実現に向けての可能性について研究していきます。</p> <p>○令和8年度から全国で実施となる「こども誰でも通園制度」の実施に向けて、安平町内での受け入れ体制の整備を両認定こども園と連携しながら進めていく必要があります。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ② 子育て支援の充実 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として子どもが意見を述べ、社会参画を保障する活動機会のさらなる充実に努めてまいります。併せて、「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。引き続き、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう進めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○CFCIの実践自治体として、あびら教育プランや各学校を中心に子どもの意見に基づく活動を実践し、追分中学校3年生・早来学園9年生のまちづくりに関する授業やあびら教育100人会議（早来地区・追分地区）の実施などを行いました。また、各学校のインターンシップなどを活用して子どもたちが自らあびらチャンネルコンテンツ作りや町公式ホームページづくりなども積極的に行われました。</p> <p>○「CFCI」や「子どもの意見表明」を主軸としたまちづくりの具体的な実現に向け、「こどもにやさしいまちづくりPJ」の設立を進めてまいります。</p> | | |

| 主要施策 | | |
|---|----|---|
| (2) 学校教育の充実 | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ① 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●教員が、今後どの分野の学びを深めるべきか、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要かということについて正しく認識し、意欲をもって研修に取り組むことができるよう、学校管</p> | | |

| | | |
|--|-----|---|
| 理職の声を受けとめ、「対話に基づく受講奨励」を踏まえた研修機会の支援に努めてまいります。 | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○教育指導員が積極的に各学校の授業参観したうえ、指導助言を行いました。また、道教委事業のMA+CH事業を活用した地域プロジェクトマネージャー(LPM)や学校魅力化コーディネーター、子育て・総合教育専門員が学校の取組について参画し、必要に応じた指導、助言を行いながら、授業の進め方について、共通理解・認識を図りました。</p> <p>○各学校の専門部会で、教職員へ向けたICT関連の研修会の開催やシステム上の補助・助言を行いました。</p> <p>○慢性的な教員不足の解消と適正のある教員の配置に向けた施策を協議・検討してまいります。</p> <p>○多様な専門性をもつ教職員を育成するために、先進的な実践を行う学校を視察し、具体的な指導方法や教育活動を直接見聞することで、新たな教育実践の発見や深化に結びつけています。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ② 「社会に開かれた教育課程」の充実 | 評 価 | B |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●早来地区の学校をモデル校として行ってきた「あびら教育プラン」の教育課程（主として総合的な学習の時間）への位置付けを追分地区においても充実させてまいります。地域人材を講師に招いての体験的な学習とともに、児童生徒の発達段階に応じた探究的な学びの充実に努めてまいります。</p> <p>●地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域と学校の連携・協働体制の充実に努めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○学習意欲の創出・機会を提供するため、地域おこし協力隊の協力のもと、教育課程支援事業として、早来学園・追分小・中学校に総合的な学習の時間のカリキュラム作成や提案、授業の転換を図りました。</p> <p>○学校教諭、学校魅力化コーディネーター、社会教育主事と連携し、協働して授業を実施し、地域の人材、特色を生かした授業や地産地消の調理実習の授業を実施しました。</p> <p>○地域プロジェクトマネージャー(LPM)の活動として、追分高校の魅力を町外・道外へ発信するとともに、地域学校協働本部の活動にも参画し、意見交換・情報共通を行い、共通認識を図りました。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ③ 学びの保障に向けた不登校対策の推進 | 評 価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●全ての児童生徒が安心して学ぶことにより、自らの進路を主体的に捉えることができるよう不登校支援ガイドブック『全ての子ども笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～』の内容を踏まえ、教育支援センター機能をもつ不登校の児童生徒の居場所づくりについて学校とともに検討してまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○早来学園をメインに教育指導員が積極的に授業参観したうえ、課題や現状を把握し、学校と情報共有、共通理解・認識を図りながら、必要に応じた9学年の教育課程の指導、助言を行いました。</p> <p>○「こども家庭センター」の設置を令和7年4月に向けて協議・準備を行っており（令和7年5月30日現在：設置済）福祉分野と連携を図り、個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援を取り組んで</p> | | |

| | | |
|---|----|---|
| まいります。 | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ④ 特別支援教育の充実 | 評価 | B |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会の充実をとおして、全ての教師がしょうがいに対する理解を深め、しょうがいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めることで、児童生徒が相互に理解し合える教育を進めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○安平町教育支援委員会を3回開催し、各学校へ総合判断意見書（答申）通知するだけでなく、新入学児童生徒や在学児童生徒の状況の情報共有や意見交換を行い、必要に応じた指導や支援を行いました。</p> <p>○学校との協議を行い、町全体での適正な特別支援教育補助員の配置を行い、支援を必要とする児童・生徒への対応を行っています。また、安平町教育支援委員会では、支援への効果や意見を情報共有することで、今後の適切な支援方法に導いています。</p> <p>○道教委の「特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業」を活用、小・中・義務教育学校の特別支援学級の担当教員に対して、特別支援学校の職員派遣による専門的知見に基づく支援・連携を受けました。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ⑤ 子どもの権利を大切にする教育の推進 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●子どもが意見を表明し、社会参画について積極的に考える機運を高めるためユニセフの提唱する「Child Rights Education (CRE)：子どもの権利を大切にする教育」を教育活動のあらゆる場面において進めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○校内においては、ルールメイキングプロジェクトや校則改訂委員会を通じた自主的な活動が展開されている。</p> <p>○条例制定について、関連する取組みの中で子どもの意見聴取の機会を設けながら進めているほか、子どもの意見が取り入れながら策定を進めていく予定としている。</p> <p>○追分中学校において、弁護士による「人権教室」を実施し、いじめ問題をテーマに相手への思いやりの心や生命の大切さについて考える取組みを行いました。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ⑥ 学校における働き方改革の推進 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●教員の心身の負担軽減及び教員が本来の業務に専念できる環境の構築を進めるうえで有効と考える道教委の「スクールロイヤー制度」の活用について検討いたします。</p> <p>※学校で起こるいじめや不登校、保護者とのトラブルなど、様々な法的問題に対し、学校を法的にサポートする弁護士（トラブルの未然防止や解決、教職員への研修などを行う。）</p> <p>●中学校における部活動については、受け皿である総合型地域スポーツクラブと連携しながら地域</p> | | |

移行を進めてまいります。

成果・課題等

○教員の取り巻く環境の現状と把握に努め、「スクールロイヤー制度」の導入について、協議・検討を進めてまいります。

○中学校における部活動は、部活指導員の配置や地域移行に向け、保護者や生徒を対象とした説明会を開催し、NPO 法人アビースポーツクラブに令和7年度末までに移行する方針を示し、令和5年度：2部、令和6年度：8部（内、新規2部）、令和7年（予定）：5部（内、新規1部）の地域展開を計画としております。

○教員の働き方改革としては、依然として働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことが求められております。

主要施策

(3) 追分高等学校への支援の充実

点検・評価項目及び評価

① 町と高校の連携のさらなる強化

評価

A

具体的な取組方針・内容等

●追分高校の実績に対する高い評価について理解が進むよう、PRの仕方や周知方法について工夫するとともに、その魅力をさらに高められるよう町と高校の連携に尽力いたします。

成果・課題等

○地域プロジェクトマネージャー（LPM）による高校魅力化の活動として、SNSやnoteの活用を開始するなど、追分高校の生徒・教師へのインタビューを経て、情報発信に努めております。

○追分高校特有の魅力を引き出すため、総合的な探究の時間や選択授業にて町内から講師をお招きして、授業を実施するとともに、追分高校による「ハーベストフェスティバル」や「ロールケーキ販売」など町に還元を目的とした授業カリキュラムを実行することができました。

点検・評価項目及び評価

② 町として継続する支援

評価

B

具体的な取組方針・内容等

●希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、JRを利用して通学する生徒に対する定期券購入に係る費用の全額補助、各生徒へのタブレットの供与、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助、選択教科への講師の派遣、外国語指導助手（ALT）の派遣等について引き続き支援してまいります。

成果・課題等

○追分高校の生徒で全道・全国大会規模の文化・スポーツ大会等の出場はありませんでしたが、就学に係る各種費用の援助や貸付・給付、補助などを行いました。

○追分高校の生徒・教職員の学校給食の提供の開始、定期券の購入に係る費用の補助の対象者の拡大、タブレット端末の供与を行い、支援の充実を図りました。また、令和7年度の入学生の増加を図るため、推薦入試制度の導入や下宿環境を構築しました。

| | | |
|--|----|---|
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ③ 高校存続のための実績の報告 | 評価 | A |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●町としての高校への支援内容に加え、進学率・就職率の状況、生徒の活動実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容等について設置者である北海道への報告を継続し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○追分高校の各種取組や町の支援、実績等の状況について北海道へ報告するとともに、従前実施してきた教育長、教育委員会職員、追分高校の教頭のほか、追分高校の校長自らも参加し、近隣の中学校へ訪問しPR活動を行いました。令和6年度の新入生が20人未満になった場合、再編整備の対象となる可能性がありましたが、令和6年度：33名、令和7年度：26名を確保することができました。</p> | | |

| | | |
|---|----|---|
| 主要施策 | | |
| (4) 社会教育の充実 | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ① 平和教育の充実 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。事前研修の充実に努め、派遣される児童生徒が現地で深い学びができるよう支援に努めます。また、事後研修における振り返りをしっかり行い、自校の児童生徒への報告とともに地域の方々にお伝えする内容の充実が図られるよう支援します。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○広島平和記念式典に5名の児童生徒を派遣するため、事前・事後研修を実施し、平和と命の尊さを学び、各学校で報告会を開催するとともに、追分公民館、町民センターでパネル展を開催しました。なお、パネル展においては、参加した児童生徒が自ら展示する写真を選び、概要の文章を製作し印象に残った出来事や様子を町民の方へ還元しました。</p> <p>○「平和教育」の在り方について、学校現場と町教育委員会で協議を行い、1人でも多くの児童・生徒・町民が、平和について学ぶことができるよう、手法・方法について再考する必要があると考えます。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ② 生涯学習フェスティバルでの団体への支援 | 評価 | B |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●生涯学習活動推進のための象徴的事業として位置付け、芸術・文化分野からスポーツまで、幅広く鑑賞の機会や活動の場を町民に提供し、様々な活動に触れてもらう生涯学習フェスティバルにおいて、協賛団体の活動への意欲を高め、団体相互の交流を促進することができるよう適切な支援と助言を行ってまいります。また、各団体やサークル、町などが主管して行っている活動について認識を深めていただくとともに、各活動に参加することで、町民が自ら社会参画し、今後の自身の学習活動につなげていただけるよう促してまいります。</p> | | |

| | | |
|---|----|---|
| 成果・課題等 | | |
| <p>○生涯学習フェスティバル事業は、各地区文化祭や芸能発表会、学習成果発表会のほか、グランドゴルフ初心者体験大会、町民ペタンク大会など開催し、町民に作品や発表を見ていただく機会となりました。</p> <p>○文化団体や体育団体については、高齢化や新型コロナウイルスの影響等により、加盟団体の解散や活動の停滞が見受けられたため、各団体への継続的な支援やサポートを実施していくとともに、新たな団体の立ち上げやサポート・助言等支援を継続的に行っており、安平町文化協会では令和6年度に新規団体として3団体が加入しました。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ③ 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援 | 評価 | A |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●学習や社会参加への意欲を高め、自ら啓発に努める学習活動を促進する生涯学習活動促進事業を推進するとともに、生涯学習の推進の観点に立ち、社会教育の充実振興を図るため、町民の求めに応じて、持続的・継続的な自主活動として、団体の自立までの補助を積極的に行ってまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○町民活動支援事業として、申請のあった2団体に対し補助金を交付し、自ら啓発に努める学習活動団体を支援しました。町民の自主活動を推進するため、指導・助言を継続してまいります。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ④ 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて、世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。また、令和5年に締結した台湾の台南市安平区との友好交流協定により、文化・教育・経済・観光など幅広い分野において交流を推進してまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○安平町と台湾の台南市安平区と友好協定を締結し、8月には、町長ほか7名の職員及び議員で、安平開臺天后宮成人式の出席や台中市、台南市、安平区の視察・交流を行うなど、相互交流に関して知見を深めることができました。次年度以降は、安平町への来訪対応の受け入れ体制を整えるなど、今後のさらなる交流の推進を図ります。</p> | | |
| 点検・評価項目及び評価 | | |
| ⑤ 生涯スポーツの支援 | 評価 | C |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じて気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等民間企業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○指定管理者において、継続的に事業を実施し、放課後スケート教室では、民間企業のダイナックス社のアイスホッケー選手の協力により実施しました。</p> | | |

○安平町発祥の軽スポーツ「アイスゲット」において、早来学園7年生～9年生の体育授業内で、安平町スポーツ推進員による「アイスゲット」指導を行うほか、第19回を迎える大会は、一般の部3チームの参加で実施しました。参加チームが著しく減少しているという課題を持っております。

○指定管理者と他課との連携（健康福祉課）として、インボディやあびらパワーアップトレーニングを実施するなど、介護予防と運動の機会を醸成するとともに、アクティブライフカレンダーを作成することでスポーツセンターのみならず運動やスポーツ情報を発信することで健康づくりに寄与しています。

点検・評価項目及び評価

⑥ 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実

評 価

B

具体的な取組方針・内容等

●JOCの認定施設スポーツセンターについては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けていることに加え、早来公民館の大規模改修により合宿所としての利用が期待されることから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービスのさらなる向上に努めてまいります。また、温水プール天井の耐震改修も行ってまいります。

成果・課題等

○令和4年11月にアイスホッケー日本オリンピック委員会（JOC）にJOCアイスホッケー競技強化センターとして認定施設となった安平町スポーツセンター（せいこドーム）は、指定管理者の協力により、アイスホッケーで道外の大学や社会人チームや企業、日本代表の練習や合宿練習の場として多くの施設利用があるとともに、早来町民センター（早来公民館）の大規模改修（合宿所機能追加、耐震化工事）が完了し、令和7年4月から早来町民センターの運用を再開するなど、今後も引き続き指定管理者と連携しながら、利用サービスの向上や利用促進を図ります。

○追分プールについて、施設の老朽化と昨今の高気温による施設利用停止措置なども踏まえ、利用者数と施設運営に係る諸経費、安平町スポーツセンターとの整合性（利用目的の重複）などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○安平山スキー場について、昨今の積雪量の減少から開場期間の縮小、利用者減少・施設運営に係る諸経費などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○屋外スケートリンクについて、昨今の高気温による施設利用停止措置なども踏まえ、利用者数と施設運営に係る諸経費などを鑑み、施設の在り方について協議・検討を行います。

○他社会体育施設についても、施設の老朽化と施設利用実態を考慮した利用促進に向けた取組を進めてまいります。

点検・評価項目及び評価

⑦ 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進

評 価

C

具体的な取組方針・内容等

●SLの展示やミニSLの運行等については、現在の課題を解決し、来場される方の安全性を最優先に考え、将来を見据えた事業の在り方について検討を進めてまいります。

成果・課題等

○旧鉄道資料館に保管している資料や老朽化している屋外客車等の取扱いについて、引き続き、関係する方々と協議・意見を伺い検討していきます。

○安平町追分SL保存協力会においては会員の高齢化が顕著に進んでいるため、担い手の育成や今後の会の在り方について、引き続き関係者と協議していきます。

| 点検・評価項目及び評価 | | |
|--|----|---|
| ⑧ 社会体育施設の整備 | 評価 | D |
| 具体的な取組方針・内容等 | | |
| <p>●早来公民館改修については、耐震化未対応であるという根本的な問題を解決し、被災したしらかば合宿所と早来研修センターを集約するとともに、防災支援施設としての機能を有する施設として整備します。また、将来を見据えた施設管理の効率化を図るため、予約・決済・施錠管理システムの導入によるデジタル技術を最大限活用した施設管理のモデル構築を図ってまいります。</p> | | |
| 成果・課題等 | | |
| <p>○早来公民館（早来町民センター）改修について、令和7年4月に再開館することができ、耐震化のほか合宿所機能、体育館、予約・決済・施錠管理システムを導入することができました。</p> <p>○町内の社会教育施設・社会体育施設について、施設の老朽化が進む中、施設の利用実態と運営経費を鑑み、施設の在り方を担当課のほか、教育委員会関係機関・安平町行政改革推進ワーキンググループにて協議・検討を進めてまいります。</p> | | |

3. 外部評価

教育委員会が行った点検・結果に関して、社会教育委員等から意見や助言をいただきました。いただいた意見等については、今後の施策、事務等の実施に活用してまいります。

(1) 意見及び助言

(意見・助言等) ◆は委員の意見・質問等

※令和7年7月17日（木）18時より実施した「第1回社会教育委員会議兼公民館運営審議会」はグループディスカッション形式を採用し、3グループに分かれて協議、意見を発言していただいた。

□グループ①

- ◆(3) 追分高等学校への支援の充実：実際に町外から通う高校生から、追分高校は受入れ体制が優しく、中学生時代に課題のあった生徒も通いやすいと聞く。給食の提供や交通費補助などあるが、追分高校の特色を町内外により発信していただきたい。
- ◆⑦鉄道資料館整備事業に係る検討の推進：旧鉄道資料館には未だ貴重な資料が現存している。観光資源として活用してはどうか。

□グループ②

- ◆(3) 追分高等学校への支援の充実：入学者数が増加傾向にあることが評価される。情報発信が行き届いている効果と推測される。(note など)
- ◆全体的に評価(A・B・C・D)が低いと感じた。評価されるべき部分は評価して良いと考える。

□グループ③

- ◆全体的に評価(A・B・C・D)が低いと感じた。特に⑧「社会体育施設の整備」：早来町民センターの改修など評価されるべき部分はあると感じる。しかし、総合的(安平町全体)に考えると課題が残っていると推測する。
- ◆(3) 追分高等学校への支援の充実：教育委員会の支援も一生懸命であると評価する。

令和6年度

教育行政執行方針



安平町教育委員会

令和6年度教育行政執行方針

令和6年第2回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

はじめに町内の教育分野における昨今の状況と今後の見通しについて触れさせていただきます。

昨年4月に開校した義務教育学校「安平町立早来学園」に対する注目度の高さは、全国各地からの視察の件数や早来学園を会場とした各種イベントへの参加者の数に明確に表れております。学校施設と可動式の備品を生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指す教員の意欲とスキルは明らかに向上しており、児童生徒の資質・能力がさらに高められるよう進めてまいります。また、地域の方々との供用スペース「まなびお」の利用件数も予想をはるかに超える実績値となっており、学校施設の在り方を考える上で先駆的な事例となった早来学園開校までの取組を追分地区における学校づくりにも生かしていけるものと考えます。

昨夏の異常ともいえる猛暑により進められた熱中症対策については、エアコンの配備とともに、学校管理規則の一部を改正し、これまでそれぞれ25日以内とされていた夏季休業・冬季休業の期間を見直し、夏季休業を30日間、冬季休業を20日間のように設定できることとしました。併せて、暑さ指数を目安としながら臨時休業や下校時刻の繰り上げを行うことで、児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるよう柔軟かつ適切な対策を講じてまいります。

追分高等学校については、今後、入学辞退や転校等による減少が

生じたとしても5月1日時点での第1学年20人以上を確保できる見通しがついたことから、再編整備の対象から外れる可能性が高くなりました。多方面から評価されている追分高校の魅力をさらに高められるよう今後も町と高校が連携・協力して取り組んでまいります。

早来公民館については、耐震化とともに、体育館や合宿所としての機能を備え、災害時には安心して生活できる避難所としての機能を備えた施設とするための大規模改修を行ってまいります。また、スポーツセンターと連携しながら利用者の増加やスポーツを通じた交流人口の拡大に努めてまいります。

安平町には若い世代の移住者も増えており、生涯学習環境を高めるうえで戦力となる人材が少なからずいることから、そのような方々に活躍していただける機会や場の設定についても積極的に検討してまいります。

1 就学前教育・保育、子育て支援の充実

(1) 就学前教育・保育の推進

令和5年度の先進地視察で学んだ内容を踏まえ、これまで検討してきた病児病後児保育の導入を優先する進め方ではなく、体調不良児型の導入を優先し、病児病後児保育に関する知見を深めていく考え方を基本としながら、認定こども園と連携して検討・協議を進めてまいります。

(2) 子育て支援の充実

「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として子どもが意見を述べ、社会参画を保障する活動機会のさらなる充実に努めてまいります。併せて、「(仮称)子ども教育環境条例」の制定に向けた協議・検討に取り組んでまいります。引き続き、「あびら教育プラン」を主軸として子どもたちの想いを形にできるよう

進めてまいります。

2 学校教育の充実

(1) 多様な専門性を有する質の高い教職員の育成

教員が、今後どの分野の学びを深めるべきか、学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要かということについて正しく認識し、意欲をもって研修に取り組むことができるよう、学校管理職の声を受けとめ、「対話に基づく受講奨励」を踏まえた研修機会の支援に努めてまいります。

(2) 「社会に開かれた教育課程」の充実

早来地区の学校をモデル校として行ってきた「あびら教育プラン」の教育課程（主として総合的な学習の時間）への位置付けを追分地区においても充実させてまいります。地域人材を講師に招いての体験的な学習とともに、児童生徒の発達段階に応じた探究的な学びの充実に努めてまいります。

地域学校協働本部による地域学校協働活動を進め、地域と学校の連携・協働体制の充実に努めてまいります。

(3) 学びの保障に向けた不登校対策の推進

全ての児童生徒が安心して学ぶことにより、自らの進路を主体的に捉えることができるよう不登校支援ガイドブック『全ての子どもの笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～』の内容を踏まえ、教育支援センター機能をもつ不登校の児童生徒の居場所づくりについて学校とともに検討してまいります。

(4) 特別支援教育の充実

通常学級と特別支援学級の児童生徒が交流・共同学習に取り組む機会の充実をとおして、全ての教師がしょうがいに対する理解を深め、しょうがいのある児童生徒に対する組織的な対応力を高めることで、児童生徒が相互に理解し合える教育を進めてまいります。

(5) 子どもの権利を大切にする教育の推進

子どもが意見を表明し、社会参画について積極的に考える機運を高めるためユニセフの提唱する「Child Rights Education (CRE) : 子どもの権利を大切にする教育」を教育活動のあらゆる場面において進めてまいります。

(6) 学校における働き方改革の推進

教員の心身の負担軽減及び教員が本来の業務に専念できる環境の構築を進めるうえで有効と考える道教委の「スクールロイヤー制度」の活用について検討いたします。

中学校における部活動については、受け皿である総合型地域スポーツクラブと連携しながら地域移行を進めてまいります。

3 追分高等学校への支援の充実

(1) 町と高校の連携のさらなる強化

追分高校の実績に対する高い評価について理解が進むよう、PRの仕方や周知方法について工夫するとともに、その魅力をさらに高められるよう町と高校の連携に尽力いたします。

(2) 町として継続する支援

希望する生徒や教職員に対する学校給食の提供、JRを利用して通学する生徒に対する定期券購入に係る費用の全額補助、各生徒へのタブレットの供与、就学に係る費用の援助、奨学金の貸付・給付、各種検定・資格取得に係る検定料の半額補助、全道・全国大会等に出場する生徒への遠征費等の補助、選択教科への講師の派遣、外国語指導助手(ALT)の派遣等について引き続き支援してまいります。

(3) 高校存続のための実績の報告

町としての高校への支援内容に加え、進学率・就職率の状況、生徒の活動実績、安平町誘致企業会による就労支援懇話会の取組内容、学校運営協議会及び追分高等学校存続支援協議会での協議内容等に

ついて設置者である北海道への報告を継続し、学校存続の意義についてご理解いただくよう努めてまいります。

4 社会教育の充実

(1) 平和教育の充実

児童生徒が平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、広島市で開催される広島平和記念式典への派遣を行います。事前研修の充実に努め、派遣される児童生徒が現地で深い学びができるよう支援に努めます。また、事後研修におけるふり返りをしっかり行い、自校の児童生徒への報告とともに地域の方々にお伝えする内容の充実が図られるよう支援します。

(2) 生涯学習フェスティバルでの団体への支援

生涯学習活動推進のための象徴的事業として位置付け、芸術・文化分野からスポーツまで、幅広く鑑賞の機会や活動の場を町民に提供し、様々な活動に触れてもらう生涯学習フェスティバルにおいて、協賛団体の活動への意欲を高め、団体相互の交流を促進することができるよう適切な支援と助言を行ってまいります。また、各団体やサークル、町などが主管して行っている活動について認識を深めていただくとともに、各活動に参加することで、町民が自ら社会参画し、今後の自身の学習活動につなげていただけるよう促してまいります。

(3) 町民自らが企画・立案・運営する学習活動に対する支援

学習や社会参加への意欲を高め、自ら啓発に努める学習活動を促進する生涯学習活動促進事業を推進するとともに、生涯学習の推進の観点に立ち、社会教育の充実振興を図るため、町民の求めに応じて、持続的・継続的な自主活動として、団体の自立までの補助を積極的に行ってまいります。

(4) 国際理解教育の推進並びに地域間交流への支援

外国の文化や異文化コミュニケーションについて学ぶことを通じて、世界に目を向ける契機となるよう、国際理解教育や国際交流、地域間交流の取組を進めるとともに、それらに対する町民及び関係団体の活動を支援してまいります。また、令和5年に締結した台湾の台南市安平区との友好交流協定により、文化・教育・経済・観光など幅広い分野において交流を推進してまいります。

(5) 生涯スポーツの支援

町民の体力や健康の維持・増進を目的として、年齢や体力に応じて気軽にできるスポーツ事業や運動教室、各種スポーツ大会等民間企業やスポーツ団体と連携した取組を推進してまいります。また、安平町の特長を生かしたスポーツに取り組む人を引き続き支援してまいります。

(6) 社会体育施設の利用促進に向けた取組の充実

JOCの認定施設スポーツセンターについては、町民はもとより実業団や大学などからも高い評価を受けていることに加え、早来公民館の大規模改修により合宿所としての利用が期待されることから、今後も指定管理者と連携しながら利用サービスのさらなる向上に努めてまいります。また、温水プール天井の耐震改修も行ってまいります。

(7) 鉄道資料館整備事業に係る検討の推進

SLの展示やミニSLの運行等については、現在の課題を解決し、来場される方の安全性を最優先に考え、将来を見据えた事業の在り方について検討を進めてまいります。

(8) 社会教育施設の整備

早来公民館改修については、耐震化未対応であるという根本的な問題を解決し、被災したしらかば合宿所と早来研修センターを集約するとともに、防災支援施設としての機能を有する施設として整備します。また、将来を見据えた施設管理の効率化を図るため、予約・

決済・施錠管理システムの導入によるデジタル技術を最大限活用した施設管理のモデル構築を図ってまいります。

以上、令和6年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、教育行政執行方針とさせていただきます。

2 令和6年度 予算及び決算

(単位：円)

| | 6年度当初予算額 | 6年度決算額 | 繰越明許 |
|----------------|---------------|---------------|-------------|
| 2款 総務費 | 1,178,000 | 879,950 | |
| 1項 総務管理費 | 1,178,000 | 879,950 | |
| 13目 核兵器廃絶平和宣言費 | 1,178,000 | 879,950 | |
| 3款 民生費 | 415,202,000 | 439,545,900 | |
| 2項 児童福祉費 | 415,202,000 | 439,545,900 | |
| 1目 児童福祉総務費 | 1,273,000 | 644,722 | |
| 2目 保育所運営費 | 1,487,000 | 0 | |
| 3目 子育て支援費 | 56,919,000 | 55,329,600 | |
| 4目 認定こども園等運営経費 | 355,523,000 | 383,571,578 | |
| 10款 教育費 | 2,124,174,000 | 2,047,565,563 | |
| 1項 教育総務費 | 298,732,000 | 281,077,418 | |
| 1目 教育委員会費 | 1,496,000 | 1,416,294 | |
| 2目 事務局費 | 4,798,000 | 4,900,822 | |
| 3目 義務教育振興費 | 68,242,000 | 62,339,244 | 102,289,000 |
| 4目 教育振興費 | 178,019,000 | 162,093,617 | |
| 5目 教員住宅管理費 | 325,000 | 4,135,480 | |
| 6目 スクールバス管理費 | 45,852,000 | 46,191,961 | |
| 2項 小学校費 | 7,820,000 | 8,162,641 | |
| 1目 学校管理費 | 6,787,000 | 7,162,521 | |
| 2目 教育振興費 | 1,033,000 | 1,000,120 | |
| 3項 中学校費 | 3,618,000 | 3,671,394 | |
| 1目 学校管理費 | 2,782,000 | 2,755,365 | |
| 2目 教育振興費 | 836,000 | 916,029 | |
| 4項 義務教育学校費 | 13,517,000 | 12,258,970 | |
| 1目 学校管理費 | 9,890,000 | 9,471,685 | |
| 2目 教育振興費 | 3,627,000 | 2,787,285 | |
| 5項 社会教育費 | 1,378,519,000 | 1,316,879,884 | |
| 1目 社会教育総務費 | 14,439,000 | 14,151,509 | |
| 2目 文化財保護施設費 | 5,473,000 | 4,732,451 | |
| 3目 公民館費 | 1,358,607,000 | 1,297,995,924 | |
| 6項 保健体育費 | 421,968,000 | 425,515,256 | |
| 1目 保健体育総務費 | 4,608,000 | 3,465,265 | |
| 2目 生涯スポーツ振興事業費 | 1,161,000 | 554,771 | |
| 3目 体育施設費 | 50,628,000 | 53,251,762 | |
| 4目 学校給食費 | 154,939,000 | 154,050,330 | |
| 5目 スキー場管理費 | 44,645,000 | 39,401,080 | |
| 6目 町民プール管理費 | 563,000 | 367,278 | |
| 7目 スポーツセンター管理費 | 152,070,000 | 161,442,736 | |
| 8目 野球場管理費 | 13,354,000 | 13,002,034 | |